

中津川市地域避難施設認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に地域住民等が自主的に避難する場所を確保することを目的として、市が避難施設（地域住民等が自主的に開設し、避難者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）と連携した防災体制の構築を図り、及び市が避難施設に対する必要な支援を行うため、一定の要件を満たす避難施設を地域避難施設として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域避難施設 第7条の規定より認定を受けた避難施設をいう。
- (2) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体であるものをいう。
- (3) 自主防災組織 法第2条の2第2号の自主防災組織であって、一定の地区を対象に自発的な防災活動を実施するため、自治会等を単位として組織されたものをいう。
- (4) 住家 現実に居住のために使用している建物をいう。この場合において、住家であるかの判断にあつては、社会通念上、住家と称せられる程度のものであるかを問わない。

(対象団体)

第3条 地域避難施設の認定を申請できる団体（以下「対象団体」という。）は、自治会等及び自主防災組織並びにこれらの連合体であつて、災害時等に避難施設を自主的に開設し、運営する意思を有するものとする。

(対象施設)

第4条 地域避難施設の認定を受けることができる施設（以下「対象施設」という。）は、対象団体が所有し、又は使用を許された施設（公共施設及び住家を除く。）とする。

(認定の基準)

第5条 地域避難施設の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）により改められた基準をいう。）に基づき建築又は改修が行われたものであること。
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の範囲外にあること。
- (3) 洪水及びため池の決壊等による浸水想定区域の範囲外にあること。この場合において、他に浸水想定区域の範囲外にある集会施設等がなく、やむを得ず浸水想定区域の範囲内にある集会施設等を避難施設とする場合にあつては、浸水に対して安全な構造を有するとともに、想定水位以上の高さに避難者の利用に供する部分があり、かつ、当

該部分までの有効な避難経路が確保されていること。

- (4) 避難者の滞在に供する主たる場所の床面積が33㎡以上であること。
- (5) 避難施設として開設し、運営するためのマニュアルが整備されていること。
- (6) 避難者を受け入れ、かつ、避難者が一定期間の生活を行うために必要な最低限の資機材を施設又はその敷地内に保有し、又は保有する見込みであること。
- (7) 他の対象団体が地域避難施設として認定を受けた施設でないこと。

(認定の申請等)

第6条 対象施設について地域避難施設として認定を受けようとする団体の代表者は、地域避難施設認定(変更認定)申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。この場合において、当該施設が他の者から許可を得て使用するものである場合は、事前にその者から同意を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、複数の対象団体が共同で避難施設を開設し、運営する場合にあっては、それら対象団体の全ての代表者が連名で申請を行うものとする。

(認定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められるときは、認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により地域避難施設として認定したときは、その旨を地域避難施設認定(変更認定)通知書(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による地域避難施設の認定に当たっては、その開設及び運営に関する条件を付することができる。
- 4 市長は、前条の規定による申請に対し、地域避難施設として認定しないこととしたときは、地域避難施設不認定通知書(様式第3号)により、申請のあった団体に通知するものとする。

(地域住民等への周知)

第8条 前条第1項の規定による認定を受けた団体(以下「実施者」という。)は、地域避難施設認定(変更認定)通知書(様式第2号)を地域避難施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 実施者は、地域避難施設の開設、運営、利用の方法等について、紙面等の回覧その他周知を図るための有効な方法により、定期的に地域住民等に周知しなければならない。

(必要書類の供与)

第9条 市長は、実施者に対して、地域避難施設における避難者の管理等に必要な書類を供与する。

(地域避難施設の開設等)

第10条 地域避難施設は、実施者の意思により開設し、運営し、又は閉鎖することとする。

- 2 市長は、地域避難施設への職員の派遣を行わないものとする。
- 3 市長は、避難者が地域避難施設において3日を超える生活を余儀なくされる場合に限

り、当該施設の避難者に対し、必要に応じて救援物資を供与するものとする。この場合において、救援物資は、市が開設している最寄りの指定避難所（法第49条の7第1項の規定により市長が指定する避難所をいう。）において引き渡すものとする。

4 地域避難施設の開設、運営及び閉鎖に係る経費は、実施者の負担とする。

（開設等の報告）

第11条 実施者は、地域避難施設を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 実施者は、地域避難施設に滞在する避難者について、その人数、被災の状況等を市に報告するものとする。

3 実施者は、災害時等に市と連絡体制が取れるよう、市長に連絡先を報告しなければならない。

（変更認定の申請）

第12条 実施者は、第7条第1項の規定による認定を受けた事項に変更があった場合は、地域避難施設認定（変更認定）申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による変更の認定を受けた場合は、地域避難施設認定（変更認定）通知書（様式第2号）を地域避難施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（解除の申請）

第13条 実施者は、地域避難施設としての認定の解除を希望する場合は、地域避難施設解除申請書（様式第4号）により市長に申請するものとする。

（認定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地域避難施設の認定を取り消すことができる。

（1）第5条に規定する認定の基準に適合しないことが明らかとなったとき。

（2）偽りその他の不正な行為により認定を受けたことが明らかになったとき。

（3）その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、地域避難施設認定取消通知書（様式第5号）により実施者であった者に通知するものとする。

（研修等の実施）

第15条 実施者は、地域避難施設の利用が想定される地域住民等に対し、研修、訓練等を実施し、当該地域住民等の地域避難施設の利用等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（事故等の責任）

第16条 地域避難施設の開設、運営、閉鎖又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。